

長与町地域商品券に係る留意点 (FAQ)

R8.5.14時点

No	項目	質問内容	回答内容
1	目的	この事業は何ですか。	「国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」及び「県のながさき消費拡大・地元企業応援事業費補助金」を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者の支援や、地域経済の回復を図るためです。
2	配布対象	誰が商品券をもらえますか。	令和8年2月1日時点で、長与町の住民基本台帳に記載のある方が対象です。また、令和8年2月2日から3月31日まで出生し、初めての住民登録が長与町の方も対象です。
3	配布対象	令和8年2月1日以降に家族が亡くなりました。亡くなった人の分の商品券はどうなりますか。	令和8年2月1日時点で長与町の住民基本台帳へ記載があれば配布対象となります。ご遺族の方が引き続き長与町にお住まいの場合、新しい世帯主宛に郵送します。しかし、亡くなられた方のみ世帯の場合は、役場産業振興課の窓口にてご遺族（代理人）の方にお受け取りいただきます。手続きの際は、窓口に来られる方の本人確認書類及び亡くなられた方と関係性のわかる戸籍謄本等をお持ちください。
4	配布金額	1人あたりいくら分もらえますか。	町民お一人につき、12,000円分（1,000円券×12枚）の紙の商品券を配布します。
5	受取時期	いつ頃届きますか。	郵送での配布は、令和8年5月18日（月）から6月中旬にかけて順次行う予定です。
6	受取時期	6月中旬以降になっても商品券が届きません。	順次発送しておりますが、お住まいの地域によって到着時期が前後する場合がございます。6月下旬になっても届かない場合は、郵便局の配達状況やご家族のどなたかが既に受け取られていないかご確認の上、役場産業振興課までご連絡ください。 連絡先：095-801-5836（直通）

No	項目	質問内容	回答内容
7	受取方法	どのようにして商品券を受け取るのですか。申請は必要ですか。	申請は不要です。令和8年2月1日から令和8年4月1日まで継続して長与町にお住いの方は、世帯主様宛に世帯全員分をまとめて郵送（住民票所在地へ送付）します。
8	受取方法	郵送ではなく、役場の窓口にて受け取る必要があるのはどのような方ですか。	以下に該当する方は、令和8年6月中旬以降に役場産業振興課窓口での受け取りとなります。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和8年2月1日時点で登録があり、4月1日時点で転出されている方 ・ 令和8年2月1日以降に亡くなられた方の代理受取 ・ 郵送にて受け取りができなかった（不在等で返送された）方
9	受取方法	窓口での受け取りに必要なものは何ですか。	「窓口に来られる方の本人確認書類」（マイナンバーカード、運転免許証など）が必要です。どなた（世帯主、同一世帯員、代理人など）が窓口に来られるかによって追加の書類が必要な場合がありますので詳しくは役場産業振興課までお問い合わせください。 連絡先：095-801-5836（直通）
10	受取方法	配達時に不在で、郵便局の保管期限も切れた場合に役場に返送されてしまいました。どうすればいいですか。	役場に返送された商品券は、役場産業振興課窓口にて直接お受け取りいただけます。お受け取りの際には、窓口に来られる方の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など）を必ずご持参ください。
11	受取方法	世帯主が長期入院（または施設入所）しており自宅で郵便を受け取れません。	原則として、住民業の所在地への郵送となります。どうしても受け取りが困難な場合は、事前に役場産業振興課までご連絡ください。 連絡先：095-801-5836（直通）

No	項目	質問内容	回答内容
12	受取方法	DV（ドメスティックバイオレンス）等の事情により、世帯主とは別の場所（長与町内）に避難しています。世帯主に商品券を渡したくありません。	特例措置として、ご本人様（及び同伴されているご家族分）の商品券を別にお渡しできる場合があります。ただし、発送後の対応はできかねますので、至急、役場産業振興課までお申し出ください。 連絡先：095-801-5836（直通）
13	受取方法	窓口受取時の代理人の定義と必要書類は何がありますか。また、別世帯の親族や法定代理人が受け取る場合、委任状や戸籍謄本など必要な書類はありますか。	代理人の定義は親権者・未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び補助人といった法定代理人を想定しています。また、別世帯の親族も含みます。 代理人の本人確認書類（マイナンバー・運転免許証など）、長与町地域商品券代理受取申請書、委任した人（配布対象者本人）の公的身分証明書の原本（複数名いる場合は、その方々の証明書）、法定代理人の権限を証する書類の原本 ※ただし、同一世帯の方の地域商品券の受取の場合、窓口に来られる方の本人確認書類及び代理受取申請書のみで構いません。
14	商品券	商品券はいつからいつまで使えますか。	令和8年5月18日（月）から10月31日（土）までご利用いただけます。期間を過ぎた商品券は一切使用できなくなりますのでご注意ください。
15	商品券	どこで使えますか。	事前に登録された長与町内の取扱店舗でご利用いただけます。商品券送付時に同封しています「長与町地域商品券 業種別取扱店舗一覧」、または長与町の公式ホームページをご確認ください。
16	商品券	おつりは出ますか。	おつりは出ません。額面（1枚あたり1,000円）以上の金額でのお支払いにご使用ください。

No	項目	質問内容	回答内容
17	商品券	商品券で購入できないものはありますか。	たばこ、有価証券（商品券や切手・因子、プリペイドカードなど）、換金性が高いもの、税金や公共料金のお支払いなどにはご利用いただけません。※詳しくは、地域商品券の裏面をご確認ください。
18	商品券	商品券の汚損・紛失時の対応について ①破ってしまった場合 ②紛失・盗難に遭った場合	①の場合は、セロハンテープ等で補修することができれば使用可能です。ただし、切り取り線での切り離した商品券については使用不可となります。 ②の場合は、再発行はできません。
19	商品券	取扱店舗でのトラブル対応について 使用しようしたら断われたなどの苦情があった際の、店舗指導を行う担当部署・連絡はどこですか。	役場産業振興課までご連絡ください。 連絡先：095-801-5836（直通）
20	配布方法	商品券はどのような方法で送られてきますか。また、郵送状況は確認できますか。	ゆうパックにて郵送します。令和8年5月15日、5月20日、5月22日の3回に分けて郵送します。追跡番号を付与していますので、郵送状況を確認することができます。
21	その他	不在票が入っていました。郵便局ではどのくらいの期間保管されていますか。	不在票が投函されてから、最低7日間郵便局にて保管し、その後役場へ返送される流れになります。郵便局の保管期間後は、役場産業振興課までご連絡ください。 連絡先：095-801-5836（直通）